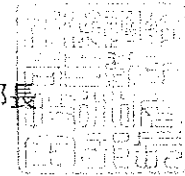


近運技整第366号の4
近運技保第571号の4
平成26年11月18日

一般社団法人近畿トラック協会会長 様

近畿運輸局自動車技術安全部長

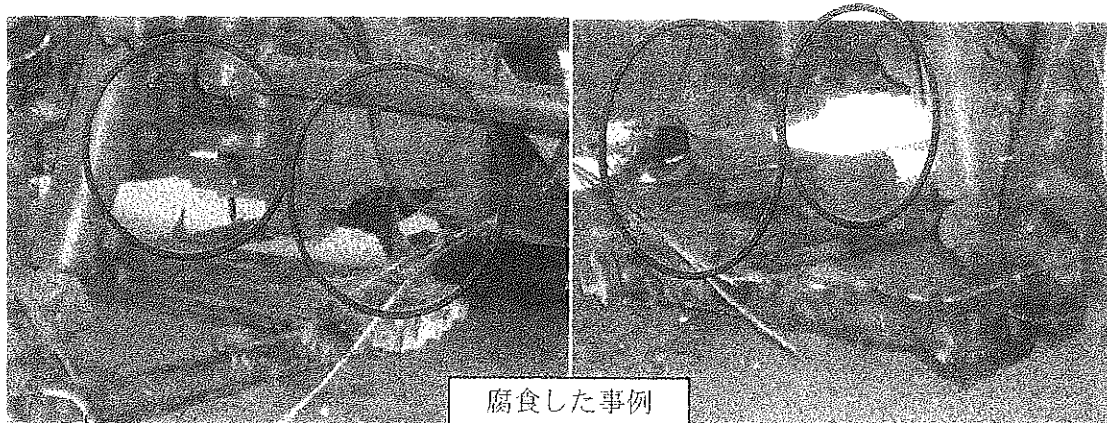


事業用自動車（バス）の緊急点検の実施について

本年10月に近畿管内のバス事業者において高速道路を走行していた高速乗合バスの主要骨格部分（フロントフレーム部分）の腐食により部品が脱落（下図参照）してハンドル操作が不能になり、乗用車に接触して乗用車の運転者が軽傷を負う事故が発生しました。

また、この事故以前の平成25年11月にも他運輸局管轄の高速乗合バスにおいて同様にハンドル操作が不能となり、路肩ガードレールに衝突し乗客5人が軽傷を負う事故も発生しております。

つきましては、別添のとおり近畿管内のバス事業者に対して緊急点検を実施するよう通達しましたので、貴協会傘下事業者が保有している事業用自動車についても同様な事象が発生するおそれもあることから保守管理を徹底して頂きますよう周知方よろしく申し上げます。



別添

近運技整第366号
近運技保第571号
平成26年11月18日

管内バス協会会長 様

近畿運輸局自動車技術安全部長

事業用自動車（バス）の緊急点検の実施について

本年10月に近畿管内のバス事業者において高速道路を走行していた高速乗合バスの主要骨格部分（フロントフレーム部分）の腐食により部品が脱落（下図参照）してハンドル操作が不能になり、乗用車に接触して乗用車の運転者が軽傷を負う事故が発生しました。

また、この事故以前の平成25年11月にも他運輸局管轄の高速乗合バスにおいて同様にハンドル操作が不能となり、路肩ガードレールに衝突し乗客5人が軽傷を負う事故も発生しております。

つきましては、ハンドル操作不能になると重大事故につながる可能性もあることから、バス事業者が管理する乗合、貸切を問わず事業用自動車（バス）の全車両の主要骨格部分を含めた自動車部品の腐食状況等について下記のとおり緊急点検を実施するよう貴協会傘下事業者に周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 事業用自動車（バス）の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無を確認すること。
2. 1. により腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、防錆措置をするなど適切に対処すること。

